

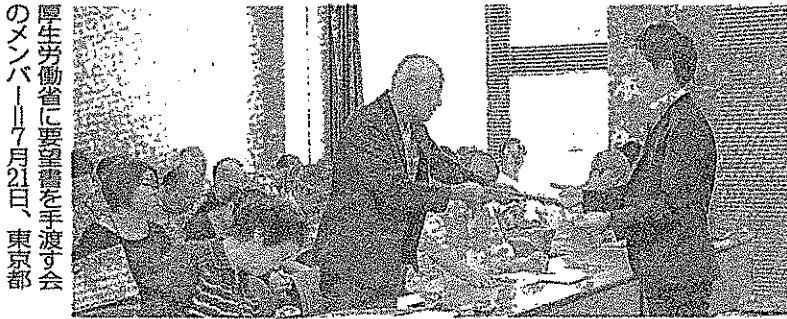
生活保護の住宅扶助引き下げ 柔軟対応の自治体も

生活保護の住宅扶助（家賃）上限が7月から地域によって引き下がられた問題で、自治体の対応の違いが明らかになつています。機械的な「転居指導」などを行う自治体がある一方、厚生労働省が示した、経過措置の「通知」（4月）を生かし、利用者の意思や生活状況に応じた対応をしてくれる自治体もあります。（西口友紀撮影）

厚労省は「通知」で、7月以来降も従来の家賃のまま暮らせる要件として、①通院・通所、あるいは運動・通学していく、転居によってそれらに支障をきたすおそれがある場合②高齢者、身体障害者などで日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けている場合など、転居によって自立を阻害する恐れがある場合一をあげています。

転居一律ではなく

大阪府のある自治体は、②について厚労省から「対象は高齢者、障害者に限らず柔軟に対応してよ」と説明を受けました。



いました。

住宅扶助基準の引き下げは、保護世帯の約3割、44万世帯に及び、削減額は18年度まで総額190億円（15年度は約30億円）になります。

全国生活と健康を守る会連合会の安形義弘会長は「3年

住み慣れたところを離れ、環境を変えることの自立が阻害される可能性があると考えています。転居を一律と求めることはしないと決めた」。府内の別の自治体の担当者も

「国の通知にそって、極力從来の家賃で対応するよう配慮している」と話します。

「通知」の内容を利用者に知らせず、転居や家主との値下げ交渉などを迫る自治体がある一方、きちんと内容を知らせている自治体もあります。

居住権守る義務

広島県福山市は、経過措置などを箇条書きにし、その世帯がどこに該当するかチェックを入れて一目で分かる「お知らせ」を作成。主に訪問し止に明確に違反する人権侵害を強要する処分は、生活保護法第56条（不利益処分の禁止）に違反する人権侵害を明確に定めたものです。

福山生活と健康を守る会が6月半ば、例外規定など経過措置について利用者をきちんと説明するよう市に要請していました。